

○益田市国民健康保険一部負担金の減免に関する取扱要綱

平成23年10月17日

益田市告示第216号

改正 平成28年4月1日告示第77号

平成28年6月22日告示第142号

(趣旨)

第1条 この要綱は、益田市国民健康保険条例施行規則（昭和41年益田市規則第15号。以下「規則」という。）第15条に規定する一部負担金の免除及び減額に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入月額 世帯全員（第4条第2号又は第3号の事由に該当する場合にあっては、世帯主及び当該世帯に属する被保険者。次号において同じ。）について、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定の基準の例により算定した収入月額をいう。
- (2) 基準生活費 世帯全員について、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準を用いて算出した合算額（一時扶助に係るものを除く。）をいう。

(減免等の対象者)

第3条 益田市国民健康保険条例第4条の3に規定する一部負担金の支払義務を負う世帯主で、次の各号のいずれにも該当する者に対し一部負担金の減免をすることができる。

- (1) 次条に掲げる事由のいずれかに該当することにより、その利用しうる資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、生活が著しく困難となり、一部負担金の納付が困難であると認められること。
 - (2) 当該世帯に属する被保険者が、緊急に治療を要する疾病等のため入院中、又は入院が必要と診断されたこと。
 - (3) 世帯主及び当該世帯に属する被保険者の預貯金の額が、基準生活費の3か月分の額以下であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当しているときは、減免の対象にしない。
- (1) 国民健康保険法第9条第3項に規定する特別事情があると認める場合を除き、国民健康保険税の未納又は滞納があるとき。
 - (2) 同一の住所に居住して生計を一にしている者は、原則として同一の世帯員として認定する。
 - (3) 世帯員の中に労働能力を有するにもかかわらず、就労していない者がいるとき。

(減免等の事由)

第4条 一部負担金の減免の対象となる事由は、次のとおりとする。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、精神若しくは身体に著しい障がいを受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(減免等の基準)

第5条 一部負担金の減免の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 免除 当該世帯の実収入月額が基準生活費に1.1を乗じた額以下のとき。
- (2) 減額 当該世帯の実収入月額が基準生活費に1.1を乗じた額を超え、1.3を乗じた額以下のとき。

(減額の割合)

第6条 前条第2号に該当する世帯に属する被保険者の疾病又は負傷に係る一部負担金の減額割合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 当該世帯の実収入月額が基準生活費に1.2を乗じた額以下のとき 当該一部負担金の70パーセントを減額
- (2) 当該世帯の実収入月額が基準生活費に1.3を乗じた額以下のとき 当該一部負担金の40パーセントを減額

2 前項の規定により算出した減免額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(減免の申請)

第7条 一部負担金の減免を受けようとする世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、益田市国民健康保険一部負担金減免申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 療養を担当する医師の意見書（様式第2号）
- (2) 世帯に属する者の同意書（様式第3号）
- (3) 収入申告書（様式第4号）
- (4) 資産申告書（様式第5号）
- (5) 家賃・地代等証明書（様式第6号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(減免の期間)

第8条 一部負担金の減額又は免除の期間は、前条の申請書の提出があった日の属する月から起算した12か月につき3か月以内とする。ただし、同一の事由により当該期間を超えて減免を行う必要があると市長が認める場合は、申請に基づきさらに3か月以内の期間を限度として延長することができるものとする。

(承認等)

第9条 市長は、第7条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その適否を決定したときは、益田市国民健康保険一部負担金減免承認（不承認）決定通知書（様式第7号）によりその旨を申請者に通知するとともに、一部負担金の減免の措置を受ける者に対し、益田市国民健康保険一部負担金減免証明書（様式第8号。次項において「証明書」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により一部負担金の減免等の措置の決定を受けた者が、保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）で療養の給付を受けようとするときは、被保険者証に証明書を添えて、当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(減免の取消し等)

第10条 市長は、前条第1項の規定により一部負担金の減免の措置の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その措置を変更し、又は取り消すものとする。

(1) 資力の回復その他事情が変化したため、減免の措置を行うことが不相当であると認められるとき又は変更する必要があると認められるとき。

(2) 偽りの申請その他不正な行為により減免の措置を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により一部負担金の減免の措置を変更したときは、益田市国民健康保険一部負担金減免変更通知書（様式第9号）により減免の措置を変更した者及び保険医療機関等に通知するとともに、当該変更に係る部分に関し、既に納付を免れた一部負担金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 市長は、第1項の規定により減免の措置を取り消したときは、益田市国民健康保険一部負担金減免取消通知書（様式第10号）により減免等の措置を取り消された者及び保険医療機関等に通知するとともに、当該減免の措置の取消しに係る部分に関し、既に納付を免れた一部負担金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、一部負担金の減免の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第77号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月22日告示第142号）抄

(施行期日)

第1条 この告示は、平成28年6月22日から施行する。

(益田市国民健康保険一部負担金の減免に関する取扱要綱の一部改正に伴う経過措置)

第11条 この告示の施行の際現に提出されている第10条の規定による改正前の益田市国民健康保険一部負担金の減免に関する取扱要綱の様式（次項において「旧様式」

という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の益田市国民健康保険一部負担金の減免に関する取扱要綱の様式によるものとみなす。

2 この告示施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを繕って使用することができる。